

介護サービス提供上の不適正事例等

下記の事例は、介護サービス事業者等が指定の取消しの処分等を受けた最近の全国の主な事例等です。

介護サービス事業者等は、介護保険法令、最低限度の基準等を遵守し、事業所等を適正に運営するとともに、常にその事業の運営の向上に努めなければなりません。

下記の事例をマイナス的模範として、事業所等の適正な運営に努めてください。

居宅サービス共通

- ・ 居宅介護サービス費用基準額の1割に当たる利用者負担額の支払いを適正に受けていなかった。

訪問介護

- ・ 同一のアパートに入居している複数の利用者に対して同時に介護する「施設的なサービス」を行っていたにもかかわらず、訪問介護員と訪問介護計画に位置づけられた利用者による1対1の訪問介護を行ったとして、介護報酬を不正に請求・受領した。
- ・ 出勤していない訪問介護員が訪問介護を提供したとした虚偽の記録に基づき、介護報酬を不正に請求。
- ・ 実際にサービス提供を行っていない訪問介護員がサービス提供を行ったとして記録を作成し、介護報酬を不正に請求。
- ・ 1人の訪問介護員が、同一時間に2人以上の利用者にサービスを提供することができないにもかかわらず、同一時間に2人以上の利用者に係る介護報酬を不正に請求。
- ・ 訪問介護員に同居家族の利用者に対して訪問介護を行わせ、介護報酬を不正に請求。
- ・ 平成21年4月1日以降、3級ヘルパーにより提供された訪問介護に係る介護報酬は原則として請求できないにもかかわらず、訪問介護を提供させ、介護報酬を不正に請求。
- ・ 道路運送法第78条第3号の許可を受けていない訪問介護員に通院等乗降介助を提供させ、介護報酬を不正に請求。
- ・ 利用者の居宅を発着としない病院間の運送を通院等乗降介助として介護報酬を不正に請求。
- ・ 通院等乗降介助と同様のサービスを提供しながら、身体介護として介護報酬を不正に請求。
- ・ 全く勤務していない管理者を勤務しているように見せかけるため、改ざんした出勤簿、給与明細書の写しを県に提出し、虚偽の報告を行った。
- ・ 実際には常勤・専従ではない者を常勤・専従が要件となるサービス提供責任者として虚偽の申請を行い、不正の手段により指定を受けた。
- ・ 実際に雇用関係にない者を常勤・専従の訪問介護員として虚偽の申請を行い、不正の手段により指定を受けた。

- ・ 管理者兼サービス提供責任者が他の訪問介護事業所の訪問介護員として勤務しており、常勤・専従で勤務していない。
- ・ 訪問介護事業所が届出された事業所で運営されていない。
- ・ 訪問介護計画が作成されておらず、利用者に対する説明・交付がなされず、同意を得ることがないままサービスを提供した。
- ・ 訪問介護を提供した記録が作成されていない。

訪問看護

- ・ 医師の指示書及び訪問看護計画書に基づく訪問看護が行われておらず、請求できない介護報酬を数年にわたり請求・受領した。

通所介護

- ・ 指定通所介護の単位ごとに、専らサービスの提供に当たる看護職員を1以上配置しなければならないが、配置されていない日があり、人員基準欠如による減算を行う必要があるにもかかわらず、減算せずに介護報酬を不正に請求。
- ・ サービスが提供されていない又は提供時間が極めて短いにもかかわらず、サービスを提供したとして6時間以上8時間未満の報酬区分で介護報酬を不正に請求。
- ・ 個別機能訓練計画を作成しないまま個別機能訓練加算を不正に請求。
- ・ 理学療法士等の機能訓練指導員を配置していない日にも、理学療法士等を配置して機能訓練を行ったとする記録を作成し、個別機能訓練加算を不正に請求。
- ・ 計画どおり入浴を実施していないにもかかわらず、入浴介助加算を不正に請求。
- ・ 指定通所介護の単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて、専らサービスの提供に当たる生活相談員が確保されていないにもかかわらず、専従できる生活相談員がいるとして虚偽の申請を行い、指定を受けた。

通所リハビリテーション

- ・ 理学療法士の員数について、実際には従事する予定のない者を従業者として虚偽の申請を行い、不正の手段により指定を受けた。

居宅介護支援

- ・ 訪問介護事業所、通所介護事業所の利用者へのサービス提供状況（出勤していない訪問介護員が訪問介護を提供した、提供していない通所介護を提供したものとして不正請求）を知りながら、実態にそぐわない居宅サービス計画を意図的に作成するとともに、実際のサービス提供実績と異なる内容で給付管理を行い、訪問介護事業所等の介護報酬の不正請求に深く関与した。
- ・ 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接を行っていない、サービス担当者会議を開催していない、居宅サービス計画が作成されていない、モニタリングの記録がないなどの運営基準違反があるにもかかわらず、減算せずに介護報酬を不正に請求。
- ・ 居宅サービス計画の提出を命じたところ、新たに作成した居宅サービス計画を偽って提出し、虚偽の報告を行った。
- ・ 居宅サービス計画を作成せずに介護報酬を不正に請求。

福祉用具貸与・特定福祉用具貸与

- ・ 勤務予定がないにもかかわらず、福祉用具専門相談員として事実と異なる指定申請書を提出し、不正な手段により指定を受けた。

介護老人保健施設

- ・ 人員等基準違反となることを避ける意図で、看護職員のタイムカードを改ざんし、看護職員の勤務時間について虚偽の報告をした。

青森県介護サービス事業者等指導要綱

第1 目的

この要綱は、青森県健康福祉部高齢福祉保険課及び地域県民局地域健康福祉部福祉（こども）総室（以下「実施機関」という。）が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第24条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設若しくは指定介護予防サービス事業者（以下「介護サービス事業者等」という。）に対して行う指導について、基本的事項を定めることにより、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護保険施設及び事業者の支援を基本とし、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

第2 指導の方針

指導は、介護サービス事業者等若しくはその長その他従業者に対し、法令等に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

第3 指導形態

指導は、集団指導及び実地指導の形態により行う。

1 集団指導

集団指導は、県が指定・許可の権限を有する介護サービス事業者等を、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

集団指導を実施する場合は、各保険者に対してその内容等の周知を図る。

2 実地指導

実地指導は、次の形態により、指導の対象となる介護サービス事業者等の事業所において実地に行う。

（1）一般指導とは、県が単独で実地指導を行うものをいう。

（2）合同指導とは、厚生労働省及び県が合同で実地指導を行うものをいう。

第4 指導対象の選定

重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準を標準として指導対象の選定を行う。

1 集団指導の選定基準

原則としてすべての事業者を対象とする。

ただし、介護サービス事業者等のうち、保険医療機関の病院若しくは診療所が行う指定居宅療養管理指導事業者、指定訪問看護事業者、指定訪問リハビリテーション事業者、指定介護予防居宅療養管理指導事業者、指定介護予防訪問看護事業者及び指定介護予防訪問リハビ

リテーション事業者並びに保険薬局が行う指定居宅療養管理指導事業者及び指定介護予防居宅療養管理指導事業者については、介護給付費請求実績の有無等に基づき、必要に応じて指導を実施する。

また、介護サービス事業者等として新たに指定を受けようとする者についても、必要に応じて対象とすることができるものとする。

2 実地指導の選定基準

(1) 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設については、原則として2年に1回対象とする。

なお、当該施設に併設されている又は当該施設の空床を利用して実施されている指定短期入所生活介護事業者、指定短期入所療養介護事業者、指定介護予防短期入所生活介護事業者若しくは指定介護予防短期入所療養介護事業者がある場合には、本体施設の指導に併せて実地指導を行うものとする。

(2) 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者については、毎年度、青森県健康福祉部高齢福祉保険課が作成する指導台帳等に基づき、各実施機関が計画的に実施する。

なお、指定居宅サービス事業者が介護予防サービス事業者の指定を受け、一体的に運営している場合は、指導の効率化の観点から、併せて指導を行うものとする。

(3) 前年度実地指導を実施した介護サービス事業者等のうち、引き続き実地指導が必要と認められる介護サービス事業者等。

(4) その他特に実地指導が必要と認められる介護サービス事業者等。

3 市町村との連携

適切な集団指導及び実地指導の実施のため、市町村と連携を図り、必要な情報交換を行うものとする。

第5 指導方法等

1 集団指導

(1) 指導通知

指導の対象となる介護サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該介護サービス事業者等に通知する。

(2) 指導方法

集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

なお、集団指導に欠席した介護サービス事業者等には、当日使用した資料を送付する等、必要な情報伝達を行い指導内容の周知徹底を図るものとする。

2 実地指導

(1) 指導通知

指導の対象となる介護サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該サービス事業者等に通知する。

ただし、緊急に指導を実施する必要があると判断したときは、指導の当日に通知することができる。

ア 実地指導の根拠及び目的

イ 実地指導の日時及び場所

ウ 指導担当者

エ 出席者

オ 実地指導当日までに作成すべき資料（「『行動障害のある利用者』リスト」¹及び「各種加算等自己点検シート」²）

カ 準備すべき書類等

（２）介護サービス事業者等による自己点検等

介護サービス事業者等は、実地指導当日までに、「『行動障害のある利用者』リスト」を作成するとともに、「各種加算等自己点検シート」により、介護報酬請求に係る届出の内容について自己点検を行う。

（３）指導方法

実施機関は、介護サービス事業者等の管理者及び関係者から「運営指導マニュアル」及び「報酬請求指導マニュアル」に基づきヒアリングを行い、運営又は報酬基準に対する理解が不十分だと認められた場合は、面談方式により適正な介護給付対象サービスの取扱い及び介護報酬請求について指導を行う。

（４）指導結果の通知

実地指導の結果、改善を要すると認められた事項及び介護報酬について過誤による調整を要すると認められた場合には、後日文書によりその旨の通知を行うものとする。

（５）改善報告書の提出

文書により改善等をすべき事項を指摘した場合は、当該介護サービス事業者等が指導内容の結果の通知のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に改善報告書を提出させ、その改善状況を確認する。

第6 指導後の措置

1 監査への変更

実地指導の結果、以下に該当する状況を確認した場合は、「青森県介護サービス事業者等監査要綱」に基づき、監査を行う。

なお、実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合には、実地指導を中止し、直ちに監査を行うことができる。

^{1、2} 青森県庁ホームページ（介護サービス事業所等指導監査に係る各種自己点検シート集）参照
http://www.pref.aomori.lg.jp/welfare/welfare/ji_eirihoujinkansa_selfchecksheet.html

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼす恐れがあると判断した場合
- (2) 報酬請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合
- (3) 正当な理由がなく実地指導を拒否した場合

2 指導による指摘に伴う自主返還

- (1) 実地指導において、介護給付対象サービスの内容又は介護給付費の算定及び請求に関し過誤が認められたときは、当該介護サービス事業者等に対し、指摘を受けた事項について原則として指導月から過去5年について自主点検させ、その結果を実施機関に報告させるものとし、返還すべき内容が確認されたときは、該当する保険者及び利用者に対し自主返還するよう指導する。
- (2) 介護サービス事業者等に対して自主返還を指導したときは、該当する保険者に対し、当該介護サービス事業者等の名称、実地指導結果及び返還金額等必要な情報を通知する。
- (3) 自主返還が完了したときは、当該介護サービス事業者等に対して返還金額及び返還完了日等について報告を求めるものとする。

なお、一定期間を経過しても返還が行われない場合は、当該介護サービス事業者等に対し速やかに監査を実施する。

第7 指導担当職員の心得

指導の実施にあたっては、指導担当職員は法に基づく介護保険検査証を携帯し、関係法令に基づき、常に公正普遍かつ懇切丁寧な姿勢をもって臨み、介護サービス事業者等から理解と積極的かつ自主的な協力が得られるように配慮する。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成13年7月13日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年6月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年7月24日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年6月2日から施行する。

青森県介護サービス事業者等監査要綱

第1 目的

この要綱は、青森県健康福祉部高齢福祉保険課及び地域県民局地域健康福祉部福祉（こども）総室（以下「実施機関」という。）が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第76条、第83条、第90条、第100条、第112条及び第115条の6の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び指定介護予防サービス事業者（以下「介護サービス事業者等」という。）に対して行う監査について、基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

第2 監査の方針

監査は、介護サービス事業者等の介護給付等対象サービスの内容について、第5に規定する行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

第3 監査対象となる介護サービス事業者等の選定基準

監査は、以下に示す情報において、指定基準違反等の事実関係を確認する必要があると認められる場合に行うものとする。

1 要確認情報

- （1）通報・苦情・相談等に基づく情報
- （2）国民健康保険団体連合会・保険者からの情報提供
- （3）介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者
- （4）法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報
- （5）事故報告等、県に対し事業者から報告若しくは届出された情報

2 実地指導において確認した情報

「青森県介護サービス事業者等指導要綱」（以下「指導要綱」という。）第6第1項の各号に該当するとき

第4 監査方法

監査を実施するに当たっては、次に掲げる方法等により行う。

1 報告等

指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、介護サービス事業者等に対し、

報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査(以下「実地検査」という。)を行うものとする。

2 監査実施通知

実地検査を行うときは、原則としてあらかじめ監査の根拠規定、監査の日時及び場所、監査担当者等を文書により当該介護サービス事業者等に通知する。

ただし、指導要綱第6第1項により実地指導を中止し直ちに監査を行う場合、及び第3第1項による要確認情報に基づき監査を行うにあたり、あらかじめ通知することを要しないと認められる場合はこの限りでない。

3 監査結果の通知等

監査の結果、第5に規定する行政上の処分にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によりその旨の通知を行うものとする。

4 改善報告書の提出

文書により改善等をすべき事項を指摘した場合は、当該介護サービス事業者等が監査結果の通知のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に改善報告書を提出させ、その改善状況を確認する。

第5 監査後の措置

1 行政上の措置

実施機関が行った監査の結果、指定基準違反等が認められた場合には、青森県健康福祉部高齢福祉保険課(以下「本庁担当課」という。)は、法第5章に掲げる「勧告、命令等」、「指定の取消等」、「業務運営の勧告、命令等」、「許可の取消等」の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。

(1) 勧告

介護サービス事業者等に指定基準違反の事実が確認された場合、当該介護サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

勧告を行った場合、当該介護サービス事業者等から、期限内に文書により報告を求めるものとする。

(2) 命令

介護サービス事業者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該介護サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

なお、命令をした場合には、その旨を公示する。

命令を行った場合、当該介護サービス事業者等から、期限内に文書により報告を求めるものとする。

(3) 指定の取消等

指定基準違反の内容等が、法第77条各号、第84条各号、第92条第1項各号、第104条第1項各号、第114条第1項各号及び第115条の9第1項各号のいずれかに該当する場合には、当該介護サービス事業者等に係る指定・許可を取り消し、又は期間を定めてその指定・許可の全部若しくは一部の効力の停止をすること(以下「指定の取消等」という。)ができる。

なお、指定の取消等を行った場合は、その旨を公示する。

(4) 聴聞等

監査の結果、当該介護サービス事業者等が命令又は指定の取消し等の処分(以下「取消処分等」という。)に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会を付与する。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

(5) 行政上の措置の通知

取消処分等を行ったときは、当該サービス事業者等に対し措置の種類、根拠規定、その原因となる事実、不服申立に関する事項等について文書により通知を行う。

なお、取消処分等にいたらないと認められる場合には、指導要綱に規定する実地指導に準じた指導を行う。

2 経済上の措置

(1) 監査による指摘に伴う自主返還

監査の結果、第5に規定する行政上の処分にいたらない軽微な改善を要すると認められ、これに係る介護給付費の算定及び請求に関し過誤が認められたときは、実施機関は指導要綱の規定に準じ、当該介護サービス事業者等に対し、自主返還するよう指導する。

(2) 行政処分に伴う返還

ア 監査の結果、勧告、命令、指定の取消等を行った場合、本庁担当課は、介護給付費の全部又は一部について、当該介護サービス事業者等に対し、該当する保険者の指示に従って返還するよう指導するとともに、利用者の自己負担分について返還するよう指導する。

イ 介護サービス事業者等に対して介護給付費の返還について指導したときは、該当する保険者に対し、当該介護サービス事業者等の名称、返還金額(概算額)等必要な事項を通知し、法第22条第3項に基づく不正利得の徴収等(返還金)として徴収を行うよう指導する。

ウ 監査の結果、勧告、命令、指定の取消等を行った場合における当該事項に係る介護給付費の返還対象期間は、原則として2年間とする。

エ 返還が完了したときは、当該介護サービス事業者等に対して返還金額及び返還完了日等について報告を求めるものとする。

3 行政上の措置の公表等

監査の結果、命令又は取消処分等を行ったときは、速やかにその旨を公示するとともに、そのサービス事業者等の事業活動区域に所在する市町村（保険者）及び国民健康保険団体連合会に対して連絡する。

第6 監査従事職員の心得

監査の実施にあたっては、監査担当職員は法に基づく介護保険検査証を携帯し、関係法令に基づき、常に公正普遍かつ懇切丁寧な姿勢をもって臨み、介護サービス事業者等から理解と積極的かつ自主的な協力が得られるように配慮する。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成13年7月13日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年6月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年7月24日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年6月2日から施行する。